3 0 川 監 公 第 6 号 平成 3 0 年 8 月 1 0 日

# 定期監査等の結果の報告に基づく措置について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、 平成29年12月11日付け29川監公第9号で公表した定期監査及び同日付 け29川監公第10号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、 川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 花輪孝一

同 山 田 益 男

30川総行革第281号 平成30年6月29日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年12月11日付け29川監報第9号で提出のありました財政援助団体等監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

- 1 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項
- (1) 軽易な事項で改善を要するもの

#### 「指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 正確な実績報告書の提出を求めるべきもの

預かり保育事業補助金について、実績報告書に誤りがあった事例

## 「措置内容]

指摘事項については、公益社団法人川崎市幼稚園協会に対し正確な実績報告を 行うよう指導し、修正された実績報告書を確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益社団法人川崎市幼稚園協会)

(こども未来局子育て推進部幼児教育担当)

- 2 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項
- (1) 適正な財務諸表を作成すべきもの

#### 「指摘の要旨】

公益法人会計基準によると、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並び に正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければなら ないとされている。

公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団の財務諸表をみたところ、貸借対照 表の退職給付引当資産の金額と、年度末における該当口座の残高が一致していな かった。

市は、出資団体に対し、公益法人会計基準に基づき適正な財務諸表を作成する

よう指導されたい。

#### 「措置内容]

指摘事項については、出資団体に対し公益法人会計基準に基づき適正な財務諸表を作成するよう指導し、平成29年度末における財務諸表の退職給付引当資産の金額と、利子を除いた該当口座の金額が一致していることを確認しました。

(公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団)

(健康福祉局保健医療政策室)

# (2) 会計処理を適正に行うべきもの

#### 「指摘の要旨〕

中小企業の会計に関する指針によると、還付を受けるべき税額は、その金額に 相当する額を未収還付法人税等として貸借対照表の流動資産に計上するとされて いる。

川崎臨港倉庫埠頭株式会社は平成27年度に純損失を計上しているが、同年度 に計上すべき欠損に伴う法人税等の還付を、実際に還付を受けた平成28年度に 計上していた。

市は、出資団体に対し、会計処理を適正に行うよう指導されたい。

#### 「措置内容]

指摘事項については、出資団体に対し会計処理を適正に行うよう指導し、修正 された決算書類を確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎臨港倉庫埠頭株式会社)

(港湾局港湾経営部経営企画課)

## (3) その他改善を要するもの

## [指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 規則に基づいた適正な処理を行うべきもの

複写機の使用料について、証拠書類との照合を行わないまま収入に関する伝票を発行していた事例

## [措置内容]

指摘事項については、出資団体に対し規則に基づいた適正な処理を行うよう指導し、以後、平成30年3月分までの複写機使用料について、証拠書類に基づいて適切に金融機関に預け入れたことを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団)

(健康福祉局保健医療政策室)

- イ 財務諸表に対する注記を適正に記載すべきもの
- (ア) 公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団の事例

公益法人会計基準に基づく財務諸表に対する注記の特定資産の金額に誤り があった。

#### 「措置内容]

指摘事項については、出資団体に対し公益法人会計基準に基づいて「財務諸表に対する注記」を適正に記載するよう指導し、修正された財務諸表を確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団)

(健康福祉局保健医療政策室)

(イ) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの事例

公益法人会計基準に基づく財務諸表に対する注記の基本財産及び特定資産の財源等の内訳と、貸借対照表における基本財産への充当額及び特定資産への充当額が一致していなかった。

## 「措置内容]

指摘事項については、出資法人に対し今後財務諸表の注記に特定資産への充当額を記載するよう指導し、平成30年度予算書の財務諸表で当該記載を確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎・横浜公害保健センター)

(健康福祉局保健所環境保健課)

ウ 附属明細書を適正に作成すべきもの

附属明細書の一括償却資産の期首帳簿価額が前年度の期末帳簿価額と一致していなかった事例

## [措置内容]

指摘事項については、出資法人に対し附属明細書を適正に作成するよう指導し、 修正された附属明細書を確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎臨港倉庫埠頭株式会社)

(港湾局港湾経営部経営企画課)

エ 経理規程を改めるべきもの

期末決算等において作成する書類について、現行の関係法令に則り作成されていたものの、経理規程が改正されていなかった事例

## [措置内容]

指摘事項については、現行法に則り経理規程を改正し、所管課が改正内容の確認を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(かわさきファズ株式会社)

(港湾局港湾経営部経営企画課)

- 3 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項
- (1) 利用料金の決定に関する事務を適正に行うべきもの

## [指摘の要旨]

川崎市港湾振興会館条例(平成3年条例第34号)第9条第3項によると、利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとされている。

川崎市港湾振興会館における利用料金に係る事務をみたところ、利用料金の額の一部について、市長の承認を得ていなかった。

市は、指定管理者に対し、利用料金の額について市長の承認を得るよう指導するとともに、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。

## 「措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対しすべての利用料金について市長の承認 を得るよう指導し、以後指定管理者より提出された利用料金の申請に対し、承認 の手続を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体) (港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

(2) 正確な収支状況を報告すべきもの

## [指摘の要旨]

次の事例の中には、収支報告と団体の当該指定管理に係る決算書類を照合する ことで防げるものが複数あることから、市は収支報告と決算書類の照合を確実に 行われたい。

ア 川崎市かわさき老人福祉・地域交流センターの事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、

複写料金の記載に誤りがあった。

#### 「措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正 された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

イ 川崎市さいわい健康福祉プラザの事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、 租税公課の記載に誤りがあった。

## [措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正 された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ウ 川崎市中原老人福祉センターの事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、 人件費の記載に誤りがあった。

#### 「措置内容〕

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正 された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会)

エ 川崎市高津老人いこいの家他6箇所の事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、 教養娯楽費、消耗品購入費、租税公課等の記載に誤りがあった。

## [措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正 された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

オ 川崎市高津老人福祉・地域交流センターの事例

- (ア) 利用者が事務室内の電話を使用した際に実費として徴収した電話料金について、指定管理業務における収入として報告することなく、通信運搬費の費用と相殺していた。
- (イ)事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したと ころ、通信運搬費及び租税公課の記載に誤りがあった。

## 「措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正 された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)

- カ 川崎市平老人いこいの家他4箇所の事例
  - (ア) 実費として徴収した利用者の講座受講料等について、指定管理業務にお ける収入として報告していなかった。
  - (イ) 実費として徴収した利用者のイベント保険料について、指定管理業務に

おける収入として報告することなく、支払保険料の費用と相殺していた。

(ウ) 指定管理料で購入した備品の購入費について、誤って二重に計上していた。

## [措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正 された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。

(特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

キ 川崎市麻生老人福祉センターの事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、 人件費の記載に誤りがあった。

#### 「措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正 された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ク 川崎市青少年の家の事例

収支決算書において、自主事業の参加費及び経費の記載に誤りがあった。

#### 「措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支決算書の提出を求め、修正 された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。

(川崎フィールズパートナーズ)

#### (こども未来局青少年支援室)

ケ 川崎市黒川青少年野外活動センターの事例

事業報告書に含まれる収支報告書を指定管理者の出納簿と照合したところ、 人件費及び管理費の記載に誤りがあった。

## 「措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支決算書の提出を求め、修正 された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。

(特定非営利活動法人国際自然大学校)

(こども未来局青少年支援室)

- コ 川崎市多摩川緑地パークボール場の事例
- (ア) 収支報告において、自主事業に係る経費が指定管理業務に係る経費としても二重で計上されていた。
- (イ) 収支報告において、自主事業に係る経費が指定管理業務に係る経費として計上されていた。

## [措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し指定管理業務に係る経費と自主事業に 係る経費の区分を明確にした収支報告書の提出を求め、修正された収支報告書に ついて所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。

(株式会社よみうりサポートアンドサービス)

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

サ 川崎市港湾振興会館の事例

事業報告書に含まれる収支報告書を公益社団法人川崎港振興協会の総勘定元帳と照合したところ、事業報告書の収支報告の計上に一部誤りがあった。

## 「措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し指定管理業務に係る収支、自主事業に 係る収支及びそのいずれにも係らない収支をそれぞれ明確に区分した収支報告書 の提出を求め、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。

(公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体) (港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

(3) 指定管理業務と自主事業の区別を明確にすべきもの

## 「指摘の要旨]

川崎市港湾振興会館の指定管理に関する基本協定書によると、指定管理者は施設の設置目的に沿った自主事業を行うことができると定められており、指定管理者の自主事業にかかる費用については、市は負担しないとされている。

川崎市港湾振興会館の指定管理業務基本仕様書を確認したところ、指定管理業務と自主事業の内容が区別できるように規定されておらず、収支報告書は両者を 合算して提出されていた。

市は指定管理業務の内容を明確にし、自主事業と区別できるように仕様書等の 記載を改められたい。また、指定管理者に対し、指定管理業務及び自主事業を区 別した事業計画書及び事業報告書を提出するよう指導されたい。

#### 「措置内容]

指摘事項については、次期公募時の基本仕様書において、指定管理業務として 位置付ける業務を明確にし、自主事業と明確に区別できるよう記載を改めました。 また、指定管理者に対し、指定管理業務及び自主事業を区別した事業計画書及び 事業報告書を提出するよう指導しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体)

(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

(4) その他改善を要するもの

# [指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

- ア 指定管理施設における備品管理等を適正に行うべきもの
  - (ア) 川崎市大師老人いこいの家他8箇所の事例
    - a 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。
    - b 寄贈された物品について協議がされておらず、帰属が不明確であった。

## 「措置内容]

指摘事項については、廃棄により不存在であった備品について物品不用処分の 決定を行いました。また、帰属が不明確であった備品について再度確認を行った ところ、平成28年4月に協議を行い、市に帰属していることが確認されました。 今後は、適正な事務執行に努めます。

(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(イ) 川崎市さいわい健康福祉プラザの事例

市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。

#### 「措置内容〕

指摘事項については、一部備品については施設内での所在を確認し、また廃棄 されていた一部備品については物品不用処分の決定を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会)

- (ウ) 川崎市ごうじ老人いこいの家他6箇所の事例
  - a 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

- b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されてい なかった。
- c 指定管理者に貸与した備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。 [措置内容]

指摘事項については、廃棄により不存在であった備品について物品不用処分の 決定を行いました。また市の備品整理簿に登載されていなかった本市帰属備品に ついては、改めて確認の上物品受入処理を行いましたが、一部備品については廃 棄により不存在であったため物品不用処分の決定を行い、さらに一部備品につい てはすでに備品整理簿に登録されていることが確認されました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(エ) 川崎市高津老人いこいの家他6箇所の事例

市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

#### 「措置内容]

指摘事項については、当該備品について、物品不用処分の決定を行いました。 今後は、適正な事務執行に努めます。

(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

- (オ) 川崎市高津区老人福祉・地域交流センターの事例
  - a 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。
  - b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されてい なかった。

#### 「措置内容〕

指摘事項については、廃棄により不存在であった備品について物品不用処分の

決定を行い、また市の備品整理簿に登載されていなかった本市帰属備品について 物品受入処理を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

- (カ) 川崎市平老人いこいの家他4箇所の事例
  - a 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。
  - b 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。
  - c 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されてい なかった。

# 「措置内容]

指摘事項については、所在が不明であった物品は廃棄していたことが確認されたため、廃棄により不存在であった備品とともに物品不用処分の決定を行い、また市の備品整理簿に登載されていなかった本市帰属備品について物品受入処理を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

- (キ) 川崎市宮前老人福祉センターの事例
  - a 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。
  - b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されてい なかった。
  - c 寄贈された物品について協議がされておらず、帰属が不明確であった。

#### 「措置内容〕

指摘事項については、廃棄により不存在であった備品について物品不用処分の

決定を行い、また市の備品整理簿に登載されていなかった本市帰属備品について 物品受入処理を行いました。さらに、帰属が不明確であった物品については、指 定管理者との協議により市に帰属することとしました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ク) 川崎市登戸老人いこいの家他6箇所の事例

寄贈された本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

## 「措置内容]

指摘事項については、当該備品の物品受入処理を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ケ) 川崎市王禅寺老人いこいの家他6箇所の事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

## [措置内容]

指摘事項については、当該備品の物品受入処理を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)

- (コ) 川崎市麻生老人福祉センターの事例
  - a 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。
  - b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されてい なかった。
  - c 寄贈された物品について協議がされておらず、帰属が不明確であった。

## [措置内容]

指摘事項については、廃棄により不存在であった備品について物品不用処分の 決定を行い、また市の備品整理簿に登載されていなかった本市帰属備品について 物品受入処理を行いました。さらに、帰属が不明確であった物品については、指 定管理者との協議により市に帰属することとしました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

- (サ) 川崎市ヒルズすえながの事例
  - a 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。
- b 指定管理者に貸与した備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。 「措置内容」

指摘事項については、廃棄により不存在であった備品について物品不用処分の 決定を行い、また市の備品整理簿に登載されていなかった備品について備品整理 簿の整備を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局こども支援部こども保健福祉課)

- (シ) 川崎市青少年の家の事例
  - a 指定管理者の管理することとなっている備品が所在不明であった。
  - b 指定管理料で購入した本市帰属備品が、指定管理者から市に提出する こととなっている備品台帳に登載されていなかった。

#### 「措置内容]

指摘事項については、所在が不明であった物品は廃棄していたことが確認されたため、これらの備品については物品不用処分の決定を行いました。また、指定管理者より、改めて当該本市帰属備品について報告を受け、物品受入処理を行い

ました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎フィールズパートナーズ)

(こども未来局青少年支援室)

- (ス) 川崎市黒川青少年野外活動センターの事例
  - a 指定管理者の管理することとなっている備品が所在不明であった。
  - b 指定管理者の管理することとなっている備品が廃棄により不存在であった。
- c 指定管理者に貸与していない備品が貸与備品の一覧に登載されていた。 [措置内容]

指摘事項については、所在が不明であった物品は廃棄していたことが確認されたため、これらの備品については物品不用処分の決定を行いました。また、廃棄により不存在であった備品については物品不用処分の決定を行いました。さらに、貸与備品の一覧に登載されていた指定管理者に貸与していない備品については、貸与備品の一覧からの削除を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(特定非営利活動法人国際自然大学校)

(こども未来局青少年支援室)

(セ) 川崎市多摩川緑地パークボール場の事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

#### 「措置内容]

指摘事項については、市の備品整理簿に登載されていなかった備品について物 品受入処理を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(株式会社よみうりサポートアンドサービス)

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

イ 寄附金等の取扱を明確にすべきもの

川崎市ヒルズすえながにおいて、寄附金及び寄贈物品並びに謝礼金の取扱が 不明確となっていた事例

#### 「措置内容]

指摘事項については、寄贈物品のうち、消耗品や1年以内に使い切ることが想定されるものについては、指定管理者に帰属するものとし、それ以外の寄贈物品、寄付金、謝礼金については市と指定管理者が協議の上、帰属を決定することとしました。以上の取扱について、平成30年度の年度協定書に記載しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局こども支援部こども保健福祉課)

ウ 告示を適正に行うべきもの

川崎市ヒルズすえながにおいて、指定管理者の指定をした旨の告示が行われていなかった事例

## [措置内容]

指摘事項については、平成29年12月に指定管理者の指定をした旨の告示を 行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局こども支援部こども保健福祉課)

エ 報告書の提出を適正に行うべきもの

# (ア) 川崎市青少年の家の事例

基本協定書で提出することとされている四半期の指定管理業務実施報告書が提出されていなかった。

#### 「措置内容]

指摘事項については、平成30年3月に指定管理者より四半期の指定管理業務 実施報告書の提出を受けました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎フィールズパートナーズ)

(こども未来局青少年支援室)

(イ) 川崎市黒川青少年野外活動センターの事例

指定管理仕様書で提出することとされている四半期の事業実施報告書が提出されていなかった。

# [措置内容]

指摘事項については、平成30年3月に指定管理者より四半期の事業実施報告 書の提出を受けました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(特定非営利活動法人国際自然大学校)

(こども未来局青少年支援室)